

〔注〕2008年4月から改正沿革を付記した。

改正 2008年4月1日

2010年4月1日

2022年4月13日

(目的)

第1条 入学前の既修得単位の認定に関する事項は、中京大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(認定の申請)

第2条 入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、成績に関する証明書又は当該学修内容を証明する書類を所定の期日までに教学部教務センターに提出しなければならない。

(認定結果の通知)

第3条 前条による単位認定の申請結果については、履修登録日の前に教学部教務センターより本人に通知する。

(修業年限)

第4条 入学前の既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わない。

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、教務委員会において行う。

附 則

この内規は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2022年4月13日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、2022年4月1日から適用する。